

## 令和5年白老町議会全員協議会会議録

令和5年6月2日（金曜日）

開 会 午前11時10分

閉 会 午後 0時05分

---

### ○議事日程

1. 町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料について
- 

### ○会議に付した事件

1. 町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料について
- 

### ○出席並びに欠員議員（13名）

1番	久保一美君	2番	吉谷一孝君
3番	貳又聖規君	4番	佐藤雄大君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
10番	小西秀延君	11番	及川保君
12番	長谷川かおり君	13番	氏家裕治君
14番	松田謙吾君		

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

町 長	大塩英男君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
総務課長	高尾利弘君
病院事務長	村上弘光君
総務課主幹	太田誠君
病院事務次長	菊地人氏君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	本間 力君
主 幹	小山内 恵君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前11時10分）

---

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、5月9日の全員協議会に引き続き、町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料についてであります。

まずは、大塩町長から開催の趣旨について、説明をお願いします。

大塩町長。

○町長（大塩英男君） お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

先般、5月9日に全員協議会を開催させていただきまして、町側の提出した資料、答弁等に不備があったということで、前回の全員協議会では嘱託医・産業医業務の質疑までしか至らない結果となってしまいました。

よって、会計年度任用職員の給料の質疑に入ることができなかつたので、大変申し訳ございません。本日は再度、会計年度任用職員の給料につきまして、町からの説明、そして議員の皆様のご質問、ご意見を頂戴して問題点の整理を進めていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長から説明があったとおり、5月9日の全員協議会は担当課からの説明と、嘱託医・産業医業務までの質疑は終了しておりますので、本日は、会計年度任用職員の給料について質疑を行います。

特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

3番、貳又聖規議員。

○3番（貳又聖規君） 前回、資料説明をいただいて、その上で指摘事項として4つございます。それを述べさせていただきたいと思えます。

まず、指摘事項の1ですが、資料について議論できるものではないというのが一つ。なぜならば、庁内の会計年度任用職員との均衡、比較して給料が高い低いと分かる資料がない。あとは、正規職員・再任用職員共に比較できるものがないということでもあります。これがなければ議論はできない。すなわち、現行の制度がよいのか悪いのか、議会の監視機能が発揮できない資料であるということを指摘いたします。

指摘事項の2つ目です。給料法定主義に反しているのではないかとということでもあります。法的な根拠に基づき指摘いたします。地方公務員法では、給料に関する基準として職務給の原則、均衡の原則及び給与条例主義の原則が定められており、給与決定の根本原則とされております。公務員の給与については、いわゆる給与法定主義がとられております。具体的には地方公務員法第204条第3項において、報酬・給与・手当の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないと規定しております。同法第204条の2においては、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには、職員に支給してはならないと定めております。そこで、

この指摘事項2の1点目、町条例の会計年度任用職員の給料表と照らし合わせて、町条例第5条の特殊性を踏まえて、20号俸以内の加算、この原則を越えて28条の任命権者が定めるものとして、高額な現給保障は違法に当たる可能性があることを指摘いたします。2点目、説明資料の2ページ目には、給料面に納得ができない職員について、「一斉退職する可能性」があったと、そのため、「非常勤職員時の給料額を現給保障することを基本」に、とありますが、そもそも一斉退職する可能性が高額な現給保障とする理由にならないことを指摘いたします。3点目、地方公務員法にも反しているのではないかとということです。地方公務員法第24条第1項には、職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないと規定しております。これは、給与が職員の職務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任に応じて決定されなければならないという職務給の原則を明らかにしたものであります。そこで、会計年度任用職員の職務と責任の役職に応じた給与になっていないのではないかと指摘いたします。それはどのようなことかということ、会計年度任用職員の役職、係長や課長というような役職ではないということでもありますから、そちらを指摘させていただきます。

そして、指摘事項その3です。是正の時期に問題があるというところでもあります。1点目、説明資料の3ページに、既に令和5年4月1日付け採用の辞令を受けていることから、令和6年3月31日まで現在格付している給料を保障すると書かれております。その理由に矛盾があることを指摘するものであります。2点目です。条例第4条関係の会計年度職員等給料別基準職務表には、医療職種全般、介護職種全般、薬剤師職が定められておりますが、是正対象外職種としてこれらの職種を該当させることに、均衡の原則が崩れていることを指摘いたします。資料2ページの疑義となっている項目として、「採用の困難性に該当する職種か」ではなくて、条例に基づくものとして、職務内容の特殊性から判断すべきものであることを指摘します。資料2ページ目、疑義となっている項目、1、条例第5条第2項、採用の困難性に該当する職種か、としか書かれていませんが、条例では職務内容の特殊性から判断すべきものとありますので、それをしっかりとこの疑義となっている項目に入れなければならないという指摘であります。4点目です。給料問題については、3月15日に全員協議会の中で、議会側からの指摘があり発覚したものであると私は認識しておりますが、本件の是正に至ることとなったのは、議会の指摘があり発覚し、是正を行うものとしたものなのか。それとも、まちでは以前より承知しており是正は必要ないとしていたのか、そこを明確にしなければならないことを指摘します。もう一つ、均衡の原則からいくと、介護人材の給料は国が示す改訂を行っていないとのことであります。しっかりと国の方針を踏まえた給与に改定しなければならないことを指摘します。これは何かということ、ある職員には高額な給料を払っている。けれども本来であれば、国の指針に基づいて上げなければならない介護人材の給料、これがそのまま何にも改定されていないのはおかしいのではないかと指摘であります。そして5点目です。少なくとも3月15日には議会の指摘があったにも関わらず、なぜ令和5年4月からの是正とならないのか。これは、白老町議会の存在意義に影響するものであることを指摘いたします。

指摘事項その4です。これが最後になります。理事者の責任の所在についてであります。法

的な根拠に基づき指摘いたします。地方公務員法第24条第5項の解釈では、公務員は全体の奉仕者、給料が国民、住民の負担する税によるもの。地方公務員の給与は住民の代表である議会において、条例によって定めることを原則とするものです。そこで、給与の格付けは、起案や決裁で行っていたということではありますが、起案者側の町立病院事務局やそれを受けた町長には、町民の血税によるものという認識はあるのでしょうか。あるのであれば、退職者含め過去から遡り、条例の定めではなく起案や決裁にて支給した給与額相当分を議会・町民の皆さんにしっかりと示す必要があることを指摘します。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 何点かご指摘いただきました。指摘いただいた事項についてはしっかりと受け止めて、これから整理をしていかなければならないと捉えております。

大きく1点目の給料がどの程度高いのかを比較できる資料がないというお話でございましたが、こちらの資料につきましては現行の実際の給料額と条例に定める給料額を比較する資料というようなものを準備したいと考えております。

大きく2点目は、給与法定主義に反しているのではないかという点でございしますが、こちら条例28条の解釈にもなるのですが、条例28条においては、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮すべき会計年度任用職員の場合の給料について、条例のほかの規定に関わらず任命権者が定めることを趣旨として定められております。このため、条例28条の規定によって違法ということまでではという認識ということで、今後いろいろ整理の中で検討していきたいと思っております。違法性はないということだとしても、任命権者が別に定める常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等については、第28条を適用する職種などを考慮しながら、判断基準や上限額等を個別に起案で対処する形をとっていますが、このような個別に起案で対処するのは好ましいことではないとも認識しておりますので、規則等で一定のルールをあらかじめ定めることが必要ではないかということで、整理していきたいと思っております。

また、役職の関係、職務の級など基準となる職務の考え方、現在、条例の別表のほうに基準を定めていますが、それらの考え方も含めてご指摘いただいた部分につきましては、今後ご指摘を踏まえた中で整理をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 何点かご指摘をいただきました。その中で、指摘事項の3ということで、是正の時期の問題のご指摘をいただいております。特に職務内容の特殊性という判断をするべきだったのではないかとのご指摘ですが、先ほど高尾総務課長からもご答弁いたしました、医療職という大きな枠の中で採用の困難性というところに、どちらかというと偏った給料の格付けというところがやはり否めないところがございます。医療職と言いましても医師・看護師・作業療法士・理学療法士と様々おありまして、その性格に応じた特殊性という観点に立った給料格付けは、一つのルールづくりとして必要であると考えております。

それと、3月15日の議会全員協議会の中でご指摘を受けて、そこで発覚したのかというご質問でございます。病院事務局といたしましては、全員協議会での発覚ということではなくて、

それ以前から、実は認識はしてございます。3月まで時間があつた中で、令和4年度内に整理できなかったのかというご質問ですが、これは病院現場の都合と言ってしまうとそれまでののですが、窓口の委託事業者が令和5年度から交代になったことだとか、昨年度は回復期病床に転換をした時期でして、看護職・作業療法士といった職員数の定数を維持する目的があつたということで、いわば病院の経営を優先してしまったところがあると思います。ただし、ご指摘のとおり、もし昨年度中に改善しておけば、令和5年度、この時期になって、是正の時期というような問題にもならなかったというのは事実と捉えておりますし、ヒト・モノ・カネの順番ではありませんけれども、職員も給料の部分、病院の経営という中で考えて対処すべきだったのかと反省としてございます。

指摘事項の4の病院事務局として、町民の血税によるものだという認識があつたのかというご質問であります。病院事務局としても職員の給料が町民の血税によるもの、皆様にいただく診療報酬、このような医療費の中で成り立っているものと認識してございますので、今後、先ほどから言っているルール化も含め、過去の起案、昇給の給与額の相当分・内容につきましては、示していく必要があると捉えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 最後の4つ目にご指摘いただきました理事者の責任という問題でございますが、今、病院事務長からあつたように、給料の在り方については、法にのっとり行わなければならない。議員からご指摘のあつた給料の法定主義というところは認識し、住民の血税から私たちの給料は払われているということは、十分認識はありました。しかしながら、どちらかという結局病院の医事体制をいかにして整えていくかというところに視点があつているのが正直なところあります。本当に、このような疑義を生じさせていることに、理事者として深く反省しなければならないと考えております。

今、何点かご指摘いただいた中での資料の問題、今後の是正の在り方、そのようなことについては十分理事者としても対処を図っていきたいと思っております。今回の問題の発覚というか、出た時期については、病院事務長からもあつたように早い時からご指摘もいただいていた部分もあつたのですが、話をしたような件で、なかなか是正が図られていなかったところも、充分、充分、本当に反省をしながら今後の是正改善に努めてまいりたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 同僚議員からお話がつて流れが分かつたのですが、歯切れが悪いのですが、まず、これは3月15日に全員協議会でもうある程度概要的な指摘はしているはずなのです。それで、この前の全員協議会ができなくて今日になつたのですが、それを経ても、今日も病院事務長をはじめ是正・改善を今後するという話です。ということは、担当課長等から見れば、条例・法令等に好ましくない。そのようなことなのに同僚議員にも答弁していないのだけれど、なぜ今も出し続けるのか。はっきりしているのなら理事者がその見解を整理して、好ましくないと言つたらその場でできるはずなのです。この前の資料を見たら、今年度の3月31日まで出

しますということなのです。法令・条例・規則等に不適切であるのになぜそのまま出すのですか。これは、3月15日に概略を言って検討すると言われていました。伸び伸びになって、先送りをして、なし崩しにやっているだけで、既成事実をつくってしまって、きちんとけじめをつければいいのではないですか。それと、この前言っていますから聞きますが、同僚議員が超過している資金について比較資料がないと言われていましたが、何か月もたっているから、多分手元にあると思うのですが、その是正対象職員・職種・職員数・現支給額と本来の支給額、この差額。個々の差額はいいのですが、トータルで幾らになっていますか。それがだんだん膨らんでいくのです。もし該当者が今も続けているのなら、昨日は6月1日です。在籍しているなら期末手当にも跳ね返るのです。違法な超過支給することになっているのが分かっているながら、なぜ止められないのですか。その2点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 2点ご質問ございました。まず、今回提出した資料の中で是正対象者が5名いるという状況でございます。数字につきましては、この5人に現在支払っている給料、年間ベースですと1,838万5,200円でございます。これがもし、給与条例の3条で支給した場合としますと、1,298万2,800円ということで、先ほどの現在支給している1,838万5,200円から差し引くと年間で540万2,400円。これ給料だけの数字でございますけれども、影響額が出ているということで、病院会計としても大変大きい数字と捉えております。この是正の期間、資料で3月31日までということで提出させていただきました。辞令が出た中で、年度という期間を区切らせていただいたのですが、ご指摘のとおりもう既に分かっている540万円の数字をみすみす、その影響額の中で出すのかということところは、当然町側と期間の是非も含めて、しっかり議会のご意見も受け止めて考えていかなければならないと思っております。

今回、この説明の中で、この期間を減給できないというのは申し上げにくいところもあるのですが、やはり、時期についてはしっかり考えていきたいと思っておりますし、職員につきましてはこの5人、まだ在籍している状況もでございます。そのような処遇、職員の対応も含めてしっかり考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘いただいたことにつきましては、やはり是正するというところは、それは間違えていたということなので、早く是正しなければならない。重々そのところは押さえているのですが、今の段階では4月からの契約を結んでしまっている。そのようなところが法的な部分の解釈も含めて、なかなか問題がある部分も指摘されているところなのです。本人たちとは話をしているところでございますが、こちらと本人の合意というか、そのようなものをしっかりと取らなければ、逆な意味での問題の発生があるという指摘も受けていますので、本当にその辺のところの扱いについては慎重に進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） このような問題ですから、あまり細かなことまで言いませんが、貳又議員が条例等の論理的に質問しています。それに対して明確に答えられていないのです。これ

は、前回やった嘱託医とか産業医の部類と違うのです。理事者がちゃんと判断すればできるはずです。今言われたように契約を結んでいると言うけれど、会計年度任用職員は町長の辞令ですよね。もし辞令が誤っていたら直す必要がありますよね。賠償があるとかないとかではなくて理事者が自分で責任を負えばいいのです。そのようなことをきちんと整理してこの場に臨んでもらわなければ、また、ただ出し続けて既成的にやっちゃって、議会でこれだけ真剣に議論していることが決断されなくて、止まらないでそのままいってしまう。そのようなことに対する理事者の姿勢。私は責めているのではないのです。貳又議員が質問されたことについてきちんと決断されてやれば、何も私は質問したくないのです。何か、いろいろな理由を付けて決断しないような、延ばして支給しなければいけないという、その辺の根拠とか決断が、私は分からないのです。あまりこのようなことをこのような場で言いたくないのです。やはりもう少し理事者、これは大塩町長のことだけではなくて、前から引き継いでいるから最後は町長になるけれど、きちんと決断すればいい話ではないですか。今のものを整理しておいて、問題あったものはこれから議論するというのなら分かるけれど、問題を抱えたまま議論しても解決にはならないと思います。そのように思いませんか。町側の姿勢に言っているのです。

病院の正職員、会計年度任用職員及び役場の職員、そのような人事評価と給料の問題について、非常に皆さん神経質になっているのです。「このまま出し続けるのであれば、私たちはどうするのだ。」という話も出てきているのです。そこは理事者として整理しないと、逆に役場の職員のモチベーションと給与体系が不備に思うものを出しながら、それでいいのかと、だんだん不信感になってしまうのです。そのような問題が大きいことを認識されて、いつやるのだと。契約を結んでいるから裁判云々ではなくて、辞令交付しているのですよ。その行為が、今同僚議員が言ったような指摘を受けて、認めているのならどこで判断して断ち切るかということではないでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） ご指摘されていることは十分私も、今まで関わりを含めて認識はしております。ただ、現状としては契約を結んでいるという事実は、事実としてそこに存在するわけですから、そこをどのようにして解決するかは、法的な解釈も含めて最終的な在り方については、押さえてございます。実際に、さきに申し上げたように、なかなか「ではここで」というところが明確にならないのは、やはり4月1日から採用している事実が非常に重たい事実として、そこに存在しているということなのです。ですから、今関わっているというは是正の対象になっている職員にもそのことは話をしながら、どのような解決をお互いに示せるかという辺りをほかの法的な機関からも指導を受けながら進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 一体前回から今まで何をされていたのか。私ははっきりそう思うのです。これは、大塩町長は関係ないということはないです。引継ぎを受けているのだから、本人の責任です。現町長ですから当たり前です。そのような責任を負えないのなら話になりません。

まず一つは、この後もこのような形で町が議会に要請して全員協議会でやるのですか。議会

もそのことを受けるのかということなのです。もうここまで来ています。

2つ目、細かいことを言えば幾らでも質問はあるのです、前回のことも何も出ていないわけです。今後のスケジュール、内容を明らかにして対応策をきちんとできるのはいつなのか。きちんとそのようことをやらないと、今日来て、前の最初の全員協議会の資料だけで何を説明するのですか。本当に私はおかしいと思うのです。今の4月の話だって、契約しているのは分かった。では、今日理事者はその内容をいつ分かったのか。分かったときに対応しなかったのはなぜか。端的に言えば、分かって指摘されたけれども、それはできなかつたとしたら、はっきり理事者の責任です。ごちゃごちゃごちゃごちゃ言っていないで、今後のスケジュール内容をきちんと全て明らかにして、その上でこのような対応策を取りますと、そうして新しい病院へ移りますというのが筋ではないですか。

新しい病院をつくるということは大切なことです。だけど、このようなものをしょっていつてはだめなのです。そのことを本当にやらなければ病院改革というのはできないのです。今回の町長の執行方針の中にもそのように書いている。それをやるとしたら、この問題をきちんときれいにしなければだめなのです。そのようなことを本当に認識しているのかどうかということが疑問なのです。前回から何も進んでいません。何も私は嫌がらせとかそのようなことではないのです。重箱の隅をつついてとか、そのようなことを言っているのではないのです。この姿勢が、今の役場全体のモチベーションの低下と病院改革のできない最大の要因になっている。だからこれを明らかにして、きちんとして、ここまでは間違えていました。今後このようにはしません。新しい病院でこのように変えます。というようなものがどうして出てこないのか。私は疑問なのです。細かなことは幾らでもあるけれど、大きなところできっちりした姿勢を示すべきではないですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘されている部分は、5月9日の全員協議会のときにも病院の改築も含めて、内部のこの問題については、非常に関連することだというご指摘も受けましたし、私たちもそのことは十分認識をしながら捉えております。ですから、今ご指摘されたことについてはしっかりとしていかなければならないと思っていますし、5月9日に指摘されたことを含めまして、内部で十分資料等の精査、法的な解釈の仕方、そのようなことも含めて調査、対応については進めております。ただ、今日は資料として9日から今日までの間に取り組んできたものについて出していないことについては申し訳ないのですが、やはりこの問題についてはもう少し時間をかけてしっかりとやらなければ、どこかは直ったけれど、どこかやはり今までどおりのところを引きずりながら次のところに持っていくようなことになってはならないと、十分捉えて進めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） そこはそのような形で今後やるというのなら分かりました。やはり、きちんどこまでやるとか、外部の調査委員を入れてきちんと調査するとか、内部できちんと調査するとか、形をきちんとつくってやらないと、今のままでやっていたらいけないです。新

しい病院を建てるというのはあるのだけれど、それとは別な考えできちんとこれをやらなければ、私は別にやらなければだめだと思っているのです。並行して進めてもいいから。ただ、今のままのやり方だと同じになるから、外部なり内部なり含めた調査委員会をきちんとつくって、そこで議論をして出してくる。6月いっぱいなら6月いっぱい。7月いっぱいなら7月いっぱいできちんと期限を切ってやらなければ、そのことが新しい病院をつくるためのことになる。その辺をどのように考えているのですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 最後に、「今後の進め方はどうなのか。」というお話がありましたので、私からお話をさせていただきます。

私も、先日の5月9日、今日と2回にわたり全員協議会を開かせていただいて、資料も前回と変わっていないという状況の中、5月9日から約1か月たっているだろうと、何をやっているのだというご指摘はしっかりと受け止めさせていただきたいと思います。ただ、5月9日に説明させていただいた産業医、嘱託医の関係については、今内部で調査をして私も報告を受けています。ただ、今の時点として調査が全て進んでいないということから、今日の時点では申し訳ないのですが、議員の皆さんにご説明する資料に成り立っていないということをご理解いただきたいと思います。

そのようなことも含めて、貳又議員からもいろいろとお話がありました。前田議員からもお話がありました。そのようなことを含めて、もっともっと精度を高め、議員の皆さん、そして町民の皆さんに説明をしなければならない。私3月の議会の中で、この問題についてはきちんと向きを出すと約束をしました。この言葉には責任を持っています。ですからこれをどのように今後進めていったらいいか、私自身いろいろと考えました。結論から申しますと、内部の調査委員会を立ち上げようと思います。というのは、私もいろいろと報告を受けているのですが、私もこの立場になって初めて分かったこととか、把握しきれなかったこと、過去のこともあるということで、分からない部分があるものですから、全て私が調査をかけるというのはご理解いただけないと思うのですが、なかなか現実的には難しいということで、私の手と足となってもらうようなことで内部の調査委員会を立ち上げ、調査検討をしてもらう。このような結果でしたということで、私とその委員会から報告を受ける。そうしたら、今後どのようにしていったらいいだろう。解決策であったり、今後の再発防止策であったり、きちんと私の中で判断をしまして、そして、議員の皆さんとご相談をさせていただいて、この問題の解決に向かっていくというように進めていきたいと思っています。

今の私の考えとしては、関係する課の人間ではなく、そのような職員の中で内部調査委員会を立ち上げることによって、恐らくですが、この問題で大淵議員からお話いただいたように、私は町立病院だけの問題ではなくて、町の問題として捉えたいと思っています。これが、課長職なりを内部調査委員にすることによって、やはり少なからずともこれは町の課題だという議論になると思いますので、これは、単純に病院の問題ではない、町としての問題だということ意識づけるためにも、まずは内部の調査委員会を立ち上げて、調査権限はそれほどないかも

しませんが、病院なり総務課で持っている資料を、例えば内部調査委員会で「これはどのようになっているのか。」ということで資料請求をして、いろいろ調べることもできるでしょう。ですからそれを、内部調査委員会で調査してもらって、きちんと私が報告を受けて、いろいろとこの先のことを検討する。再発防止策を整えるという形で進めていきたいと考えています。

それと、もう一方、今日の会計年度任用職員の条例、法律の話がありました。私も少なからずこれまで職員として法律なり条例は学んできたつもりです。まちづくり、職員の動き、これは、法律・条例に基づかなければならないというのは大前提の大前提です。このルールにのっかってやらなければならないというのは今の職員も分かっています。ただ、大淵議員もご存じかと思いますが、法律や条例は解釈することができます。ですからその解釈というのが、変な方向に解釈していたらバツだと思いますので、その解釈上どうだったのか、これまで法律なり条例なり給与条例の解釈はどうだったのかを、きちんと私の中で改めて判断して、今進んでいることがあっているのか、間違っているのか判断していきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 理解しました。本当に力入れてやってください。一つだけ確認したいのですが、外部の人間を入れた調査委員会は考えていないということでもいいですか。

もう一つ、法的な措置について言えば、そのような専門家、弁護士などの専門家との関わり合いは、町の顧問弁護士さんもいらっしゃるようですが、そのようなところとはきちんと連携をとってやるのかということです。

もう一つ、これは議会との関わり合いもあるから、当然考えなくてはいけないのだけれど、私は、やはり全員協議会でやるのは不自然だと思うのです。町が要請してやるわけですから、議論をするといっても、ここは町側の考えもあるでしょう。しかし、そのようなことを議会の議会運営委員会なりどこかでときちんとして、やはり、しかるべき形で。全員協議会でこれを継続していくというのは、私は議会運営上どう考えても不自然だと思っています。もちろんこれは町側には関係ありません。町が全員協議会でやるといえばそれはそうなるのかもしれませんが。少なくとも、議会運営委員会なりできちんと議論をした上で、しかるべき議論ができる場をつくるということなのです。町が一方向的に説明をして、それに対して質疑ありませんか。終わりですというやり方ではないやり方。二元代表性の原則ですから、私はそのようなことも含めて考えてほしいと思います。これは議会側が考える必要もあります。議会運営委員会が考える必要もあります。そのようなことも含めて考えがあったら。

先ほどの話については分かりました。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 3点ご質問いただきました。外部の人間を入れて委員会を立ち上げる考えはないかというご質問かと思いますが、現時点としては内部の職員で進めていこうと思います。これは先ほども言いましたとおり、きちんと問題を解決していくという思いがあって内部の調査委員会を立ち上げるのですが、何回も言うように、町の課題として捉え、目的でもありますので、まずは内部の調査委員会を立ち上げるという考え方です。ただ、この先に、いろ

いろな中でやはり専門家の意見が必要だろうという場合には、全くつくりませんということではないのですが、今の時点としては、内部の委員会で進めさせていただきたいということです。

2点目の専門家の意見ということで、これ非常に重要なことだと思っています。もちろん職員だけでいろいろと解釈できない部分もありますし、やはり専門家はほかの事例とか、そのような実績をお持ちの方もたくさんいらっしゃいますので、そのような専門家の意見は内部調査委員会においてもいろいろ取り入れる形で、お聞きするという考え方を持っております。

最後に3点目です。これも今の時点なのですが、町の責任としていろいろと問題を解決していきたいという状況ですから、内部の調査委員会を立ち上げて結論が出るまでお時間をいただき、ご心配をいただくことになろうかと思うのですが、今の段階としては、町としては内部の調査委員会を立ち上げて、私が報告を受けて、そして、このような状況というご説明の場ということであれば、全員協議会になろうかと思うのですが、そこは私のほうからお話すべきではないかと思っておりますので、今の考えとしてはそのように経過になっているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 大淵議員から話がありましたが、私も前回、第三者委員会立ち上げてはと言いました。本日も最後に言おうと思ったら大淵議員が提案されたのでいいと思います。ただ、議会の対応については、調査の結果をもって議会運営委員会なり、議長なり、どのような扱いになるか。これは大きな政治判断になるし、その取扱いによってはまちの不審に関わってきて、病院の将来の問題にも波及する可能性がありますので、町長は政治的判断、充分に考えなければいけないと思います。

一つだけお聞きしておきますが、内部調査委員会をつくると言われました。法的な権限などないですから、やはりきちんと性格付けして、規定などそのようなものをきちんと整理しておかなければ、逆に内部の者が内部で話を聞いたりして不信感持ちます。なぜ私を呼んであなたたちがやる権利があるのかとなってしまう、いい手立てが逆に組織を混乱させる原因にもなりますので、やはり、内部調査委員会の性格付けをきちんとしてやらなければ、後々問題が生じる可能性があると思うのですが、その辺は過去にもあったかもしれませんが、きちんと職員に示した中でやっていかなければ、誤解する可能性があるのです。そこだけはきちんと、理事者として信念を持ってやっていかなければ、今言ったような方向性も懸念されますので、その辺をお聞きしたいのと、もう1回お聞きしますが、内部調査でいろいろな問題が出ると思います。付度しないで、それを今度どう扱うかというのは弁護士など法的な問題になりますので、その辺の兼ね合いがきちんと整理されなければいけないということと、あと、大淵議員も言われていましたがいつまで報告をするのかスケジュールを組んでやっていかなければだめだと思っておりますが、その3点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） 3点ご質問いただきました。前田議員からのご提言のとおり、やはり内部的な委員会ということで、もしかしますとこのような課題によって内部調査委員会を立ち上げるのは、白老町としては初めてかもしれません。そのようなことで内部的なことであるも

のですから、内部的な委員会ですから、町の訓令というか、内部的な規定ということで、きちんと内部調査委員会の規定という形で定めて、きちんと明確化していきたいと考えております。内部調査委員会でどのようなことをやったらいいかとお話させていただきますと、まだまだ私の中ではすっきりとしていない部分があるのですが、課題の現状の把握、そこにどのような問題があるかということで問題の明確化、そして解決に向けての取り組み方。これが大きくなってくると思っておりますので、早急に立ち上げさせていただきたいと思っております。

専門家の部分でございますが、先ほど大淵議員のご質問にお答えしたとおり、なかなか専門的な部分で町の内部では解決できないというか、これはどうなのかというようなことについては、きちんと専門家の意見をお聞きした中で進めていきたいと思っております。

3点目のスケジュールについては、もちろん早急に答えを出して進めていかなければなりません。ただ、いつまでというのは、まだ立ち上がっていないものですから、具体的な期日についてはお答えできないのですが、早急にきちんと立ち上げをして、きちんと調査をしてもらって、私のほうへ報告をいただくということで進めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 議会でも、同僚議員も話していますから、スケジュールについて方向が決まったら、議長をとおしてスケジュールを議会に示され、議会のほうも一定の方向性が見えるのかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（松田謙吾君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） ご指摘のとおりスケジュールについてはどのような形で議員の皆様にお示しするか。委員会をこのように立ち上げました、このような形で調査していきますというスケジュールについてはお伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

町長は、町では調査委員会ではないのですが、確か10年ほど前に、財政再建のときに宮脇教授など外部有識者検討委員会が設置されて、バイオマスときも改善計画検討委員会も設置されて報告を受けております。今回も内部の調査委員会を設置されて、改めてきちんとした報告をするという町長の話がありましたが、各議員のほうからいろいろな提案がありましたし、町長のお考えも話されました。どうか一つ、それを合致して、次の機会に納得のいくような報告をお願いしたいと思います。

これをもって、町立病院における嘱託医・産業医業務と会計年度任用職員の給料についての協議を終了いたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 0時05分）